

許可の適用除外一覧

種 別		区 分				
		□禁止地域 (条例第3条)	□許可地域 (条例第5条第1項、第2項)			
適用除外 (条例第6条)	□広告板	・面積 20㎡以下 (*1) ・高さ 10m以下	要許可	・面積 20㎡以下 (*2) ・高さ 10m以下	許可不要	
	□広告塔					
	□アーチ					
	□屋上	・面積 20㎡以下 (*1)	要許可	・面積 20㎡以下 (*2)		
	□壁面	・高さ 10m以下				
	□木造建築物屋上					
	□耐火構造物の建物の屋上					・建築物の高さの2/3以下
	□突き出し広告	・面積 15㎡以下 (*1)				・面積 15㎡以下 (*2)
	□案内広告	・面積 5㎡以下 ・高さ 5m以下	要許可	・面積 5㎡以下 ・高さ 5m以下		要許可
	□管理広告	・面積 3㎡以下	許可不要	・面積 3㎡以下		許可不要

(*1) 面積10㎡以下は、許可不要

(*2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域では、10㎡以下

(注1) 許可の判断基準は、広告物又は掲出物件が複数の表示面を有する場合にあっては、広告物又は掲出物件を一方向から見た場合に同時に見ることができる表示面積の合計面積が最大となる時における当該合計面積（最大可視面積）により許可が必要かどうか判断します。

(注2) 許可面積は、広告物表示面積の合計面積をいいます。

(注3) 手数料算定面積は、許可面積と同じです。